

労働者派遣事業は「許可制」に一本化されています!!

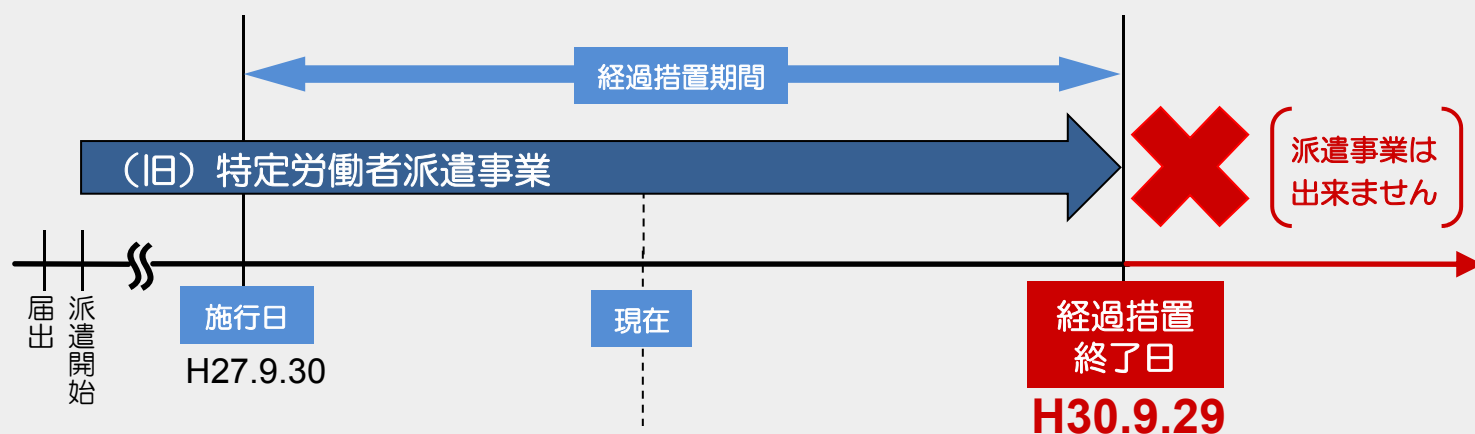
経過措置期間は平成30年9月29日までです。
平成30年9月30日以降は、
(旧) 特定労働者派遣事業が行えなくなります!

平成27年の労働者派遣法の改正により、平成27年9月30日から、労働者派遣事業は許可制へ一本化されました。現在は経過措置として、改正前から届出による(旧) 特定労働者派遣事業を行っている場合は、平成30年9月29日まで引き続き旧事業を行うことができますが、その経過措置もあと1年で終了します。

そのため、経過措置期間終了後も労働者派遣事業を行う場合は、平成30年9月29日までに許可の申請を行う必要があります(※)。申請の準備はお済みですか!?

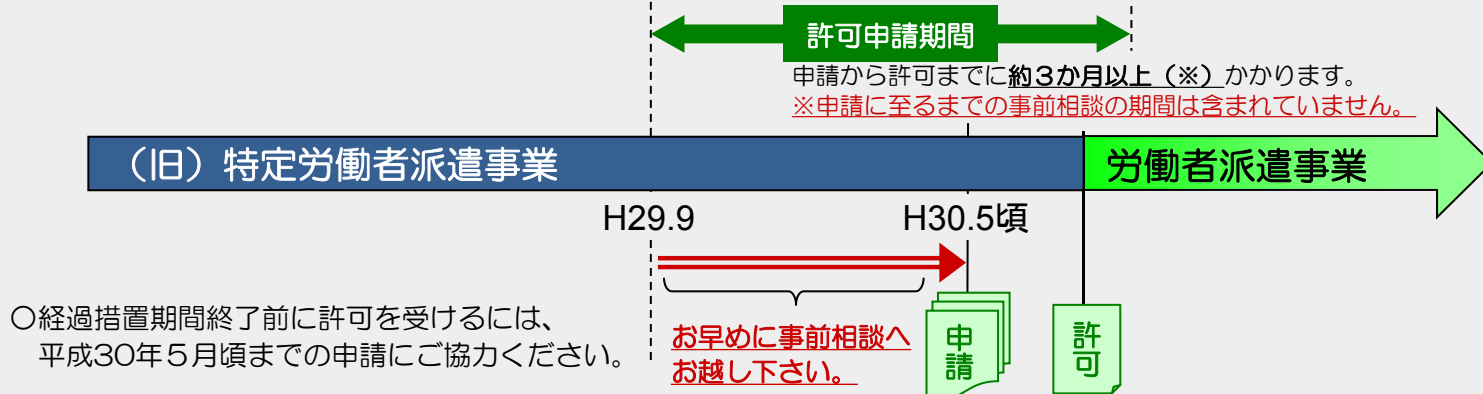
(※) 平成30年9月29日までに労働者派遣事業の許可の申請がなされた場合、平成30年9月30日以降も、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間は、引き続き(旧) 特定労働者派遣事業を行うことができます。

【(旧) 特定労働者派遣事業を行っていて、H30.9.29までに許可の申請をしない場合】



【H30.9.30以降も労働者派遣事業を続ける場合】

(旧) 特定労働者派遣事業を行っている方が、引き続き労働者派遣事業を行う場合は、平成30年9月29日までに許可の申請を行い、許可を受ける必要があります!



○経過措置期間終了前に許可を受けるには、平成30年5月頃までの申請にご協力ください。

Q&A

経過措置期間終了後、許可を受けずに労働者派遣事業を行った場合どうなるの？

経過措置期間終了後に労働者派遣事業を行う場合は、許可が必要となります。そのため、許可を受けず平成30年9月30日以降に労働者派遣事業を行った場合は「無許可派遣」となり、労働局からの指導の対象となるほか、事業主名などが公表されることや罰則を受けることがあります。

許可を受けるためにはどうしたらいいの？

許可を受けるためには、許可の欠格事由に該当しないことと許可基準を満たしていることが必要となります。まずは、事業主の所在地を管轄する労働局へ早めにご相談いただくことをお勧めしますが、少なくとも以下の内容について、申請ができる状況であるかどうかをご確認ください。

**財産的基礎、事業所、派遣元責任者に関する
全ての要件を満たさないと許可を受けられません！**

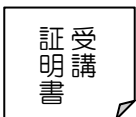
【許可基準（一部のみ掲載）】

財産的基礎	登記簿内 会社案内	資産要件	(1) 通常の資産要件	(2) 暫定的な配慮措置① (派遣人数が10人以下)	(3) 暫定的な配慮措置② (派遣人数が5人以下)
		事業規模	大企業・中小企業	中小企業(大企業適用なし)	中小企業(大企業適用なし)
		事業所数	複数事業所可	1事業所のみ (派遣以外の事業所を含む)	1事業所のみ (派遣以外の事業所を含む)
最新 貸借対照表		基準資産額(※)	1事業所につき 2000万円以上	1000万円以上	500万円以上
		負債	基準資産額×7以下	基準資産額×7以下	基準資産額×7以下
		現預金	1事業所につき 1500万円以上	800万円以上	400万円以上

(※ 基準資産額 = 資産総額 - (繰延資産 + 営業権(のれん)) - 負債総額)



事業に使用し得る面積が概ね20㎡以上
(労働者派遣事業を行うのに適切であること)



専門の講習機関が実施する派遣元責任者講習を受講
(許可申請受理日前3年以内に受講したことを示す証明書があること)

◎経過措置期間の終了間際は申請が集中することが予想されるため、早めの相談、申請をお勧めします。ご協力をお願いいたします。

(ご不明な点については、お近くの都道府県労働局へお問い合わせください。)